



ひろば

核兵器禁止条約発効の意義と今後の課題

富田宏治

去る10月24日、50カ国目の批准書がホンジュラスから国連事務総長に寄託され、核兵器禁止条約の発効がいに確実となった。条約の規定によれば90日後の年明け1月22日には、核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転、受領、使用、威嚇、配備、設置、展開などを禁止する条約がいに法的な効力を獲得する。

まさに歴史的な達成であり、寄託を受けたグテーレス国連事務総長の報道官声明(2020年10月24日)が、「条約発効は、これを強く求めてきた核爆発と核実験の生存者たちに報いるものです」と述べているように、「ヒロシマ・ナガサキをくりかえすな」「ふたたび被爆者をつくるな」「核兵器なくせ」という被爆者の悲願が世界を動かしてきた結果である。そして、被爆者とともに歩みつづけてきた日本の原水爆禁止運動と世界の反核平和運動が勝ち取ったすばらしい成果であるといえる。この達成を心より喜び合いたいと思う。

AP通信によれば、批准国が50に達しようとする中、米国政府はすでに批准した国々に「核兵器禁止条約を批准する貴国の主権は承認するが、戦略的誤りを貴国が犯したと確信しており、批准書は撤回すべきだ」との書簡を送って、批准の撤回を迫っていた。米国はじめ核保有大国がこの条約の発効をいかに怖れていたのかを物語る異様な出来事である。こうした行動自体が、「核兵器禁止条約の有効性に疑問を感じざるを得ない」(2020年10月25日、岸防衛相の発言)とする日本政府の立場に対するきわめて有効な反証となっただろう。

同時に、核保有大国の圧力にたじろぐことなく、粛々と批准の手続きを進めていった多くの国々の覚悟のほども窺えよう。その4割までは人口150万以下の小国である。拙稿「核兵器禁止条約の意義と世界の不可逆的な四つの流れ」(本誌52巻12号、2017年12月)でも論じた国際における「民主主義

の流れ」は、条約発効への過程にもひきつづき確認することができる。

猛威をふるう新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中で、国連軍縮担当上級代表の中満泉氏はその公式発言において、「国連の75年の歴史において、莫大な破壊力を持つ兵器により安全保障を確保しようとする愚かさがこれほど明らかであったことはありません」(「国連軍縮部は活発な取り組みを続けています—COVID-19パンデミックの軍縮の仕事への影響について」、2020年4月28日)と述べている。

コロナ禍は、人間の尊厳・個人の尊厳の大切さをはじめ多くの気づきと目覚めを人々にもたらしており、核兵器による国家の安全保障ではなく、一人ひとりの「いのち」と「くらし」をまもる政治が何よりも重要であることを教えている。

コロナ禍における人々の意識の変化と、それにもなう世界の変化は、核兵器禁止条約の発効によって切り拓かれようとしている核兵器の禁止から廃絶への新たな歩みを加速させることだろう。

核兵器禁止条約は、その加盟国が増えれば増えるだけ、核兵器国は政治的道義的に包囲され追いつめられるという構造になっている。加盟国を非核兵器国から「核の傘」の下にある核兵器依存国へと広げていくことがきわめて重要である。とりわけ唯一の戦争被爆国である日本の加盟が持つ意味は限りなく大きい。

10月29日には、「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名」の運動も開始された。市民と野党の共闘を推進する「市民連合」の立憲野党への政策要望書にも、「核兵器禁止条約を直ちに批准すること」が明記された。野党連合政権実現の展望と「核兵器のない世界」の達成はこうして直結しているのである。

(とみだ・こうじ：関西学院大学、政治学)